

番号	原告説明文	創作性の主張(原告)	創作性の主張に対する被告の反論	二次的著作物において新たに付加された創作性の不存在(被告)	二次的著作物において新たに付加された創作性(原告)	被告説明文
1	<p>【安全上の注意】保護者の方へ、必ずお読みください。必ず本ガイドを読んで大人の保護者の方が注意しながら正しくご使用ください。</p> <p>※図記号の説明：！記号は、必ず実行していただく「強制」を意味しています。○記号は、してはいけない「禁止」を意味しています。</p> <p>△警告 正しい取り扱いをしなければ、死亡または重傷を負うおそれがあります。</p> <p>！ 生後18ヶ月かつ体重11 kg までの赤ちゃん専用です。 ・スイマーバにあごがのるようになってからご使用ください。 赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用してください。</p> <p>・深い水深では、保護者の方が背がつく深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ・浅い水深での使用は、赤ちゃんの転倒や溺水の危険があります。</p> <p>空気栓を確実に弱め、空気漏れがないか確認してください。異常があればすぐに使用を中止してください。</p> <p>○救命用具として使用しないでください。 あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用しないでください。</p> <p>赤ちゃんの一人遊びは危険です。赤ちゃん一人での使用はしないでください。 ・必ず保護者の手が届く範囲でご使用ください。 本品は赤ちゃんが一人で使用することを想定したものではありません。 ・使用中は目を離さないようにして、異常があればすぐに保護者に対応出来る状況で使用してください。</p> <p>△注意 正しい取り扱いをしなければ、傷害を負ったり物的損傷を受けるおそれがあります。 ！ハンドポンプの部品が、赤ちゃんの口や目に入らないように使用・保管してください。</p> <p>○空気を入れ過ぎたり、高圧ポンプなどを使用しないでください。 ・破損の原因になります。外周部にシワが少し残るくらいが適量です。 炎天下に放置しないでください。 ・本体が柔らかくなる場合があります。その場合は、空気の追加を控えるか、少量にしてください。 岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など、尖ったものとの接触は避けてください。 タバコや火気に近づけないでください。</p>	<p>■スイマーバにあごがのるようになってからご使用ください。 ■あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用しないでください。</p> <p>これらの文章は、使用する幼児の身体の部位の状態が、具体的に表現されていることから、当該文章には、スイマーバの正しい装着方法を具体的に理解、イメージさせる原告の創意工夫が見て取れる。</p> <p>すなわち、スイマーバを安全に使用するためには、スイマーバを幼児の首回りに装着し、幼児の口を水面よりも上に維持させる必要があるところ、このスイマーバの装着方法について、原告は、原告説明書において、単に、「幼児が水面に沈みこまないように注意してください」というような注意書きのみをするのではなく、スイマーバを使用する幼児の「あご」という身体の部位を明確に示し、この部位(あご)が「スイマーバ」にのり、「スイマーバ」の穴から下にさがる状態」という当該身体の部位(あご)の状態を具体的に表現することで、これを使用する者(幼児の保護者)に対して、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施していることである。</p> <p>通常の胴回りに装着する浮き輪は、水深の深い場所(浮き輪を使用する者の足が付かない場所)で使用することが多いのに対し、スイマーバは、幼児のプレスイミング用の浮き輪であることから、通常の浮き輪と異なり、赤ちゃんが足を伸ばして、足が底に付くか付かない程度の水深で使用するものとなっている。</p> <p>そのため、原告は、原告説明書において、この点を明確にし、これを使用する者(幼児の保護者)に、スイマーバが通常の浮き輪と同様に、水深の深い場所で使用されることのないよう(動違ひされることのないよう)、「赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用してください。」との説明を加えている。</p> <p>そして、原告は、スイマーバがこれまでにない新しい商品であることを考慮すれば、上記説明を加えても、スイマーバが、通常の浮き輪と同様に、水深の深い場所で使用される可能性は否定できないと考えたことから、上記説明に続いて、水深の深い場所での使用上の注意点を記載している(「深い水深では、…手の届く範囲内でご使用ください」)。</p> <p>また、原告は、上記2つの記載のみでは、スイマーバを使用する者(幼児の保護者)が、反対に、水深の浅い場所(赤ちゃんが足を伸ばして、完全に足が付く場所)では、問題なく使用できると勘違いする可能性があると考えたことから、さらに、水深の浅い場所での使用上の注意点について記載している(「浅い水深での使用は、…危険があります」)。</p> <p>このように、原告は、スイマーバがこれまでにない新しい商品であることを考慮して、原告説明書中に、本来の、スイマーバを使用するための水深(赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度)のみならず、深い水深、浅い水深での使用上における注意点をも順に明記(配列)することで、これを使用する者(幼児の保護者)に対して、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施していることである(すなわち、深い水深、浅い水深での使用上における注意点を、合わせて記載することで、スイマーバを使用する本来の「水深」が、際立って表現されていることである)。</p> <p>ハンドポンプの部品が小さいことに着目し、赤ちゃんの口や目に入る可能性を考慮した記載。</p> <p>注入すべき空気の適量について、「外周部にシワが少し残るくらい」という視覚的に分かり易い表現を用いている。また、接触を避けるべき物として、単に尖ったものとするにとどまらず、「岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など」と具体例を挙げてイメージを想起しやすくする工夫をこらしている。</p> <p>なお、「容易にイメージさせる工夫」という部分は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫を述べているにすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張として失当であることは上述した。また、原告が「スイマーバが…深い場所で使用される可能性は否定できないと考えたこと」「スイマーバを使用する者が、…水深の浅い場所…では問題なく使用できると勘違いする可能性があると考えたこと」は、単なるアイデアであり、表現上の創作性とは無関係である。</p> <p>■ハンドポンプの部品が、赤ちゃんの口や目に入らないようにしてください。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。赤ちゃんや口や目に入る可能性を考慮したことは、単なるアイデア・着想、その他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張として失当である。仮に、このことがこれらの文章の創作性を基礎づけ得るものだととしても、製品の取扱説明書において、視覚的に分かりやすい表現を用いた工夫や具体例を挙げることなど、ありふれたものである(乙4、乙12参照)。具体的な文章も、製品の取扱説明書において、ありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。</p> <p>■外周部にシワが少し残るくらい ■岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用法、安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>視覚的に分かりやすい表現を用いたり、具体例を挙げるという工夫は、単なるアイデア・着想、その他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張として失当である。仮に、このことがこれらの文章の創作性を基礎づけ得るものだととしても、製品の取扱説明書において、視覚的に分かりやすい表現を用いた工夫や具体例を挙げることなど、ありふれたものである(乙4、乙12参照)。具体的な文章も、製品の取扱説明書において、ありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。</p>	<p>■スイマーバがあごにのるようになってからご使用ください。 ■あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用しないでください。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用法、安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、使用する幼児の身体の部位の状態が具体的に表現されており、安全な(正しい)スイマーバの使用法を、容易にイメージさせる工夫を施していることを理由に、これらの文章に創作性があると主張する。</p> <p>しかし、「使用する幼児の身体の部位の状態を具体的に表現すること」は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張として失当である(乙4でも、「NASAで開発されたことや、アメリカ水質協会…に公認されていること」の記載をもって創作性を主張する原告の主張が、「表現上の創意工夫ではない」という理由で失当とされている(乙24第26頁(ア)参照)。仮に、「使用する幼児の身体の部位の状態を具体的に表現すること」が創作性を基礎づけ得るものであるとしても、人間の身体に取り付ける製品の取扱説明書において、使用者の身体の部位の状態を具体的に表現することなど、極めてありふれたものである。これらの具体的な文章自体も、ありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。これらの文章に著作物性が認められてしまった場合、少なくとも「スイマーバは、スイマーバがあごにのるようになってから使用するべきであること」「スイマーバは、あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用してはならないこと」という事実を第三者が簡潔に文章で説明することは極めて困難になる。このような事実をありふれた表現で説明すること自体の独占権を原告に与えるような解釈が許されるはずがない。</p> <p>また、「容易にイメージさせる工夫」という部分も、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張としては失当である(乙4でも、「わかりやすい」とか「簡潔」といった抽象的工夫についての主張を、具体的な表現について述べるものではないという理由で失当としている。(乙4第26頁の2行目～))。仮に、この「容易にイメージさせる工夫」があることをもって、これらの文章に創作性が認められる余地があるとしても、正しい使用法を容易にイメージさせる工夫を施すことは、取扱説明書においては極めてありふれたものである(というより、取扱説明書の目的そのものと言ってもよい)。</p> <p>■赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用してください。 ■深い水深では、保護者の方が背が付く深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ■浅い水深での使用は、赤ちゃんの転倒や溺水の危険があります。</p> <p>モントリー説明書にも「For Safety-As your baby grows, you should continually raise the water level so that he can only just reach the bottom with his feet。(甲4第2頁右部の3。被告代理人訳:安全のため、赤ちゃんの成長に合わせ、足の先がお風呂の底にちょうどつく程度に、水深を調整してください。)」とか、「Do not allow your baby to roll onto his/her belly in shallow water. Ensure adequate water level is maintained as described above and this will naturally be avoided (甲4第2頁右部の8。被告代理人訳:赤ちゃんが浅い水深で腹這いにならないに注意してください。上記の正しい水深を保てば、このような事態は避けられます。)」など、スイマーバを使用する理想の水深、理想の水深以外で利用する場合の安全上の注意点が順に記載されている。</p> <p>したがって、これらの文章において、製品の適切な使用条件及び適切な使用条件以外で使用する際の使用上の注意点を順に明記した点に、原告独自の創作性は見られない。</p> <p>■外周部にシワが少し残るくらい ■岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など</p> <p>乙12には、「外周部にシワが残るくらいが適量です。」「岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など、とがったものとの接触」という、原告説明書と全く同一の表現が記載されている。原告が、乙12を模倣したことは明らかであり、この表現に原告独自の創作性など認められない。</p>	<p>■スイマーバがあごにのるようになってからご使用ください。 ■あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用しないでください。</p> <p>モントリー説明書の被告代理人訳である「浮き輪にあご載せエリアが記載されていないければ、浮き輪の内側のどこにあごを載せてご使用ください。」や「あご乗せエリアのあごの下の来るように装着してください。」の中には、幼児がどの程度の大きさになってからモントリー商品を使用するのが適切であるかという時期の指定や、幼児のあごがスイマーバの穴から下にさがる状態でもントリー商品を使用して良いのかどうかについては何も言及されておらず、原告説明文とは明らかに異なる。</p> <p>したがって、本件ではモントリー説明書にも同様の記載が、使用する幼児の身体の部位の状態を具体的に示す形でなされており、これらの文章に原告独自の創作性を見出すことはできない。(そもそもモントリー説明書の全体及び各説明文にも著作物性はない(以下も同様である)。</p> <p>■赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用してください。 ■深い水深では、保護者の方が背が付く深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ■浅い水深での使用は、赤ちゃんの転倒や溺水の危険があります。</p> <p>モントリー説明書の被告代理人訳である「安全のため、赤ちゃんの成長に合わせ、足の先がお風呂の底にちょうどつく程度に、水深を調整してください。」や「赤ちゃんが浅い水深で腹這いにならないに注意してください。上記の正しい水深を保てば、このような事態は避けられます。」という文章では、赤ちゃんが足を曲げた状態でお風呂の底につくのが適切なのか、それとも足を伸ばした状態でお風呂の底につくのが適切なのかについて何も述べられていないし、深い水深で使用する場合の注意事項や、浅い水深で使用させる場合の転倒の危険性についても何も述べられておらず、原告説明文とは明らかに異なる。</p> <p>■赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用してください。 ■深い水深では、保護者の方が背が付く深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ■浅い水深での使用は、赤ちゃんの転倒や溺水の危険があります。</p> <p>モントリー説明書の被告代理人訳である「安全のため、赤ちゃんの成長に合わせ、足の先がお風呂の底にちょうどつく程度に、水深を調整してください。」や「赤ちゃんが浅い水深で腹這いにならないに注意してください。上記の正しい水深を保てば、このような事態は避けられます。」という文章では、赤ちゃんが足を曲げた状態でお風呂の底につくのが適切なのか、それとも足を伸ばした状態でお風呂の底につくのが適切なのかについて何も述べられていないし、深い水深で使用する場合の注意事項や、浅い水深で使用させる場合の転倒の危険性についても何も述べられておらず、原告説明文とは明らかに異なる。</p>	<p>【安全上の注意】保護者の方へ、必ずお読みください。必ず本ガイドを読んで大人の保護者の方が注意しながら正しくご使用ください。 ※図記号の説明：！記号は、必ず実行していただく「強制」を意味しています。○記号は、してはいけない「禁止」を意味しています。</p> <p>警告 正しい取り扱いをしなければ、死亡または重傷を負う恐れがあります。</p> <p>！ 生後18か月かつ体重11 kg までの赤ちゃん専用です。 ・スイマーバにあごが乗るようになってからご使用ください。 赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度の水深で使用しないでください。 ・深い水深では、保護者の方が背が付く深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ・浅い水深での使用は、赤ちゃんの転倒や溺水の危険があります。 空気栓を確実に閉め、空気漏れがないか確認してください。 異常があればすぐに使用を中止してください。</p> <p>○救命用具として使用しないでください。 あごがスイマーバの穴から下にさがる状態で使用しないでください。 赤ちゃんの一人遊びは危険です。赤ちゃん一人での使用はしないでください。 ・必ず保護者の手が届く範囲でご使用ください。 本品は赤ちゃんが一人で使用することを想定したものではありません。 ・使用中は目を離さない様にして異常があればすぐに保護者が対応できる状況で使用して下さい。</p> <p>注意 正しい取り扱いをしなければ、障害を負ったり物的破損を受ける恐れがあります。 ！ハンドポンプの部品が、赤ちゃんの口や目に入らないように使用・保管してください。</p> <p>○空気を入れすぎたり、高圧ポンプなどを使用しないでください。 ・破損の原因になります。外周部にシワが少し残るくらいが適量です。 炎天下に放置しないでください。 ・本体が柔らかくなる場合があります。 その場合は空気の追加を控えるか、少量にしてください。 岩角やくい、砂利、貝殻、ガラス片、金属片、木片など、尖ったものとの接触は避けてください。 タバコや火気に近づけないでください。</p>	

2	【はじめに】 この度はスイマーバ商品をご購入いただきありがとうございます。 製品パッケージの中に以下の内容があるかご確認ください。 1.うきわ首リング 2.ハンドポンプ 3.ステッカー(浴室の壁面など、お使いになる場所の見えるところに貼ってください) 4.日本語公式ガイド(本紙)	内容物を一覧にまとめることで、不足品がないかどうか一目で分かるような工夫をこらしている。	内容物を一覧にまとめることなど、製品の取扱説明書においては極めてありふれたものであり、具体的な表現形式・表現方法もありふれたものすぎない。	【はじめに】 このたびはスイマーバ商品をご購入いただきありがとうございます。 製品パッケージの中に以下の内容があるかご確認ください。 1.うきわ首リング 2.ハンドポンプ 3.日本語ガイド(本紙)
---	--	--	---	---

3	<p>【使用上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本品の内部構造は複雑なので、空気を入れて内圧が高い状態でひねったり、広げたりすると破損の原因になります。 ていねいに取り扱いください。 ●本品使用時には、あらゆる油脂類は使用しないでください。本品の素材に影響を及ぼす以外に、油脂により滑りやすくなり事故につながる恐れがあります。 ●赤ちゃんの健康に少しでも心配のある方は、かかりつけの小児科医に本品で水遊び をしてもよいかご相談ください。肌がかぶれるなどのアレルギー症状が有る場合は使用を中止してください。 	<p>我が国には、幼児用首浮き輪という商品はこれまで存在していなかったことから、左記文章作成時、同商品の安全な使用方法について記載された日本語の説明書は存在しておらず、そのすべてに原告の個性が表れている。</p>	<p>説明書作成時に、同商品についての説明書が日本に存在していないことから当然にその説明書全てに原告の個性が現れている(創作性を有する)という主張は、主張自体失当である(被告準備書面3第2頁(2))。</p>		<p>【使用上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本品の内部構造は複雑なので、空気を入れて内圧が高い状態でひねったり、広げたりすると破損の原因になります。 ていねいに取り扱いください。 ●本品使用時には、あらゆる油脂類は使用しないでください。本品の素材に影響を及ぼす以外に、油脂により滑りやすくなり事故につながる恐れがあります。 ●赤ちゃんの健康に少しでも心配のある方は、かかりつけの小児科医に本品で水遊びをしてもよいかご相談ください。肌がかぶれるなどのアレルギー症状がある場合は使用を中止してください。 	<p>【使用上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本品の内部構造は複雑なので、空気を入れて内圧が高い状態でひねったり、広げたりすると破損の原因になります。 ていねいに取り扱いください。 ●本品使用時には、あらゆる油脂類は使用しないでください。本品の素材に影響を及ぼす以外に、油脂により滑りやすくなり事故につながる恐れがあります。 ●赤ちゃんの健康に少しでも心配のある方は、かかりつけの小児科医に本品で水遊びをしてもよいかご相談ください。肌がかぶれるなどのアレルギー症状がある場合は使用を中止してください。
4	<p>【お使いになる前に】</p> <p>本品のご使用前に必ず本ガイドを最後まで読んで使用方法を守り、安全にお使いください。</p> <p>※本品はプ्रेसイミングを体験するためのものであり、一般的なスイミングを習得するためのものではありません。</p> <p>※本品は命の維持や溺れることを防止するための救命用に作られたものではありません。</p>	<p>プ्रेसイミングとスイミングという言葉を対比させ、本商品の目的を明示すること並びに救命用ではないということを明示することにより、誤った使用方法により幼児に危険が及ぶことを未然に防ぐ工夫がなされている。</p>	<p>■本品はプ्रेसイミングを体験するためのものであり、一般的なスイミングを習得するためのものではありません。</p> <p>■本品は命の維持や溺れることを防止するための救命用に作られたものではありません。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの本来の使用目的や誤った使用目的という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>製品の本来の使用目的や誤った使用目的を明記することは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張として失当である。仮に、このことが創作性を基礎づけ得るとしても、製品の本来の使用目的や誤った使用目的を明記することは、製品の取扱説明書では当然のことといってもよい、極めてありふれたものである。また、プ्रेसイミング、スイミングという単語の対比をもって、表現に創作性があるということもできない。これらの文章の具体的な表現形式・表現方法もありふれたものにすぎない。</p>	<p>■本品はプ्रेसイミングを体験するためのものであり、一般的なスイミングを習得するためのものではありません。</p> <p>■本品は命の維持や溺れることを防止するための救命用に作られたものではありません。</p> <p>モンロー説明書では、「Please note this product should be used as a pre-swimming lead-up and transition to baby swimming lessons and should not replace swim lessons (甲4第1頁の9. 被告代理人訳:本品はプ्रेसイミングと伝統的な幼児のスイミングレッスンへの移行のために使用されるものであり、スイムレッスンに代わるものではありません。)」と記載されており、プ्रेसイミングとスイミング(ないしスイム)という言葉を対比し、商品の目的が明示されている。また、「This item is not a life preserver and will not protect against drowning (甲4の第2頁の右部のWARNINGS. 被告代理人訳:本品は救命具ではなく、溺れることを防止するものではありません。)」という、原告説明書の記載(「本品は命の維持や溺れることを防止するための救命用に作られたものではありません。)」と同内容の誤った使用目的が記載されている。乙12にも、「本品は救命具用に作られたものではありません」という、原告説明書と同内容の記載がある。</p> <p>したがって、本件では、原告の主張をもって、これらの文章に原告独自の創作性を見出すことはできない。</p>	<p>■本品はプ्रेसイミングを体験するためのものであり、一般的なスイミングを習得するためのものではありません。</p> <p>モンロー説明書の被告代理人訳である「本品はプ्रेसイミングと伝統的な幼児のスイミングレッスンへの移行のために使用されるものであり、スイムレッスンに代わるものではありません。」という文章には、「プ्रेसイミングを体験する」という表現が存在しない。この体験という言葉には、赤ちゃんにとっては見るもの聞くもの全てが初めてであり、モンロー商品を使用してのプ्रेसイミングが赤ちゃんにとつての楽しい初体験として記憶に残るようこの思いが込められているのであり、原告独自の創作性が認められる。</p>	<p>【お使いになる前に】</p> <p>本品のご使用前に必ず本ガイドを最後まで読んで使用方法を守り、安全にお使いください。</p> <p>※本品はプ्रेसイミングを体験するためのものであり、一般的なスイミングを習得するためのものではありません。</p> <p>※本品は命の維持や溺れることを防止するための救命用に作られたものではありません。</p>
5	<p>【お手入れと保管】</p> <p>スイマーバは中性洗剤で洗い、洗剤成分をぬるま湯でしっかり洗い流してください。それ以外の方法での洗浄、漂白は避けてください。洗剤成分が残っていると滑りやすくなり、使用中に赤ちゃんの体が抜け落ちるおそれがあります。</p> <p>◎保管上の注意: 洗浄後は陰干します。直射日光を避け、冷暗所、低湿度の場所で保管してください。</p> <p>◎廃棄上の注意: 廃棄の際は、各地方自治体の廃棄区分に従ってください。</p>	<p>「使用中に赤ちゃんの体が抜け落ちるおそれがあります。」との文章は、使用する幼児の身体の状態が、具体的に表現されていることから、当該文章には、スイマーバの正しい使用方法を具体的に理解、イメージさせる原告の創意工夫が見て取れる。</p> <p>すなわち、スイマーバを安全に使用するためには、スイマーバを幼児の首回りに装着し、幼児の口を水面よりも上に維持させる必要があると、このスイマーバの使用方法について、原告は、原告説明書において、単に、「幼児が水面に沈みこまないように注意してください」というような注意書きのみをするのではなく、スイマーバを使用する幼児の「体」(身体)が「抜け落ちる」という当該身体の状態を具体的に表現することで、これを使用する者(幼児の保護者)に対して、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施しているのである。</p>	<p>■…使用中に赤ちゃんの体が抜け落ちるおそれがあります。</p> <p>この文章は、スイマーバの安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明しているにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、使用する幼児の身体の状態が具体的に表現されており、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施していることを理由に、これらの文章に創作性があると主張する。しかし、この主張に理由がないことは、原告説明文1の被告主張部分において既に述べた。</p> <p>仮に、この文章に創作性が認められることになれば、少なくとも、「スイマーバの使用に赤ちゃんの体が抜け落ちるおそれがあること」を簡易かつ明確に表現することが極めて困難になる。このような事実をありふれた表現で説明すること自体の独占権を原告に与えるような解釈が許されるものではない。</p>	<p>■…使用中に赤ちゃんの体が抜け落ちるおそれがあります。</p> <p>モンロー説明書にも「…there is a hazard your baby could slip through the ring (甲4第2頁INSTRUCTIONSの6. 被告代理人訳:赤ちゃんの体が浮き輪から抜け落ちるおそれがあります。)」という同内容の記載がある。したがって、本件では、これらの文章に原告独自の創作性を見出すことはできない。</p>		<p>【お手入れと保管】</p> <p>スイマーバは中性洗剤で洗い、洗剤成分をぬるま湯でしっかり洗い流してください。それ以外の方法での洗浄、漂白は避けてください。洗剤成分が残っていると滑りやすくなり、使用中に赤ちゃんの体が抜け落ちるおそれがあります。</p> <p>◎保管上の注意: 洗浄後は陰干します。直射日光を避け、冷暗所、低湿度の場所で保管してください。</p> <p>◎廃棄上の注意: 廃棄の際は、各地方自治体の廃棄区分に従ってください。</p>
6	<p>【スイマーバの使い方】</p> <p>1 使う前に、空気漏れがないか確認する。</p> <p>①上側、下側の順に上下2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>・外周にシワが少し残るくらいが適量です。</p> <p>・少ない空気量での使用は危険です。</p> <p>②空気が入ったら栓をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。</p> <p>③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。</p> <p>●空気栓は栓と弁の二重構造になっていますが、弁は空気の急激な漏れを防ぐ補助弁で空気を完全に止めるものではありません。必ず栓をしっかり差し込んで使用してください。</p> <p>●栓がきつときは、少しぬらして差し込んでください。</p>	<p>スイマーバは、これを幼児の首回りに装着し、この浮力によって、幼児の顔を水面に浮かせるものであることから、スイマーバを安全に使用するためには、適切に、スイマーバへ空気を注入する必要がある。</p> <p>原告は、この点について、原告説明書に、単に、「スイマーバへ空気を注入して栓をしてください。空気漏れがないか確認してご使用ください」といった抽象的な説明ではなく、スイマーバがこれまでない新しい商品であることを考慮して、</p> <p>①上側、下側の順に上下2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>・外周にシワが少し残るくらいが適量です。</p> <p>・少ない空気量での使用は危険です。</p> <p>②空気が入ったら栓をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。</p> <p>③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。</p> <p>といった、スイマーバへの空気の注入作業を、時系列的かつ具体的に記載している。</p> <p>また、これらの記載は、例えば、「手で触れて、空気の入り具合を確かめながら」、「外周にシワが少し残るくらい」、「水の中に60秒間沈めて、」等、スイマーバを使用する者(幼児の保護者)に対して、スイマーバへの空気の注入作業の光景を、イメージさせるような表現であるということが出来る。</p> <p>したがって、これらの点を総合すれば、原告説明書に、スイマーバを使用する者(幼児の保護者)に対して、より容易かつ具体的に、その正しい使用方法を理解、イメージさせるための原告の工夫が見て取れることは明らかである。</p>	<p>■①上側、下側の順に上下2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>①上側、下側の順に上下2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>②空気が入ったら栓をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。</p> <p>③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用方法、安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、空気の注入作業というスイマーバの使用方法を時系列的かつ具体的に記載していることをもって、これらの文章が創作性を有することの根拠の一つとする。しかし、製品の取扱説明書において、製品の使用方法や安全上の注意点を具体的に記載することも、製品の取扱説明書において、極めてありふれた表現形式である。また、これらの具体的な文章自体も、製品の取扱説明書において、ありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。</p> <p>また、原告は、「手で触れて…」 「外周にしわが少し残るくらい」 「水の中に60秒沈めて」という表現をもって、空気の注入作業の光景をイメージさせるような表現であり、創作性があるという主張もするようである。しかし、「製品の使用方法の光景をイメージさせるような工夫」というのは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫を述べているにすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張としては失当である。仮に、この工夫がこれらの説明文の創作性を基礎づける根拠となり得るとしても、製品の取扱説明書において、作業の光景をイメージさせるような表現をすることは、製品の取扱説明書の大きな目的が製品の使用方法や安全上の注意点を分かりやすく説明することにあることから、極めてありふれたものであることは明らかである。</p> <p>なお、原告は、上記の説明方法を思いついたことをもって、創作性があるという主張をするものとも考えられる。しかし、そのような説明方法を思いつくこと自体は単なるアイデアであり、著作権法上保護される表現とは無関係である(誰もが思いつかない方法を思いついたとしても、それをありふれた表現(創作性のない表現)をもって説明した文書自体に著作物性は認められない。)</p> <p>仮に、このような表現に創作性が認められるとすると、少なくともスイマーバの空気の注入作業において、「空気の入り具合を手で触れて確認すること」 「空気を入れる程度は、外周にしわが残るくらいが望ましいこと」 「空気漏れがないかどうか確認する方法として、水の中に●秒沈めること」を第三者が、簡易に文章で説明することが極めて困難になる。このような事実をありふれた表現で説明すること自体の独占権を原告に与えるような解釈が許されるものではない。</p>	<p>■①上側、下側の順に上下2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>・外周にシワが少し残るくらいが適量です。</p> <p>・少ない空気量での使用は危険です。</p> <p>■②空気が入ったら栓をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。</p> <p>■③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。</p> <p>モンロー説明書にも、「Inflate all air compartments separately ensuring each valve is securely plugged following inflation (甲4第2頁の右部の2. 被告代理人訳: 空気室を片方ずつ膨らませ、膨らませた後はバルブをしっかり押し込んだことを確認してください。)」と、空気注入作業を時系列的かつ具体的に説明している。したがって、少なくとも空気注入作業を時系列的かつ具体的に説明したという工夫に、原告独自の創作性を見出すことはできない。</p> <p>また、乙12には、「外周部にシワが少し残るくらいが適量です。」「空気注入の際は、空気注入口に表示された番号順に入れて下さい、本体に内蔵する空気室は手で触れて、入り具合を確かめながら注入してください。」「空気注入後は、栓(セン)をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。」という上記説明書と同内容の記載がある。そのため、少なくとも空気注入作業を時系列的かつ具体的に説明したという工夫は、原告独自のものではなく、原告説明書のこれらの記載と同内容の部分には、原告独自の創作性を見出すことはできない。</p>	<p>■①上側、下側の順に上下2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>・外周にシワが少し残るくらいが適量です。</p> <p>・少ない空気量での使用は危険です。</p> <p>■②空気が入ったら栓をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。</p> <p>■③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。</p> <p>モンロー説明書の被告代理人訳である「空気室を片方ずつ膨らませ、膨らませた後はバルブをしっかり押し込んだことを確認してください。」という記載には、上下どちらの空気栓から空気を入れるかについて何も説明されていない。</p> <p>また、モンロー説明書でも、乙12でも、どのようにして空気漏れの有無を確認すべきかについては何ら説明されておらず、原告説明文の「③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。」という文章に相当する文章はどこにも見出せない。通常、水の中に10秒程度沈めれば、空気漏れがないか確認できるようなにも思えるが、小さな空気漏れの場合には、見落としの危険性もあるという配慮から、60秒という十分な時間設定を行っているものであり、その表現には原告独自の創作性が現れている。</p>	<p>【スイマーバの使い方】</p> <p>① 使う前に、空気漏れがないか確認する。</p> <p>①上側、下側の順に2ヶ所の空気栓から空気を入れます。</p> <p>・手で触れて、空気の入り具合を確かめながら行ってください。</p> <p>・外周にシワが少し残るくらいが適量です。</p> <p>・少ない空気量での使用は危険です。</p> <p>②空気が入ったら栓をしっかり差し込み、さらに本体内部に強く押し込んでください。</p> <p>③水の中に60秒間沈めて、空気漏れがないか確認してください。</p> <p>●空気栓は栓と弁の二重構造になっていますが、弁は空気の急激な漏れを防ぐ補助弁で空気を完全に止めるものではありません。必ず栓をしっかり差し込んで使用してください。</p> <p>●栓がきつときは、少し濡らして差し込んでください。</p>

<p>2 水中で使う前に、試着して位置やサイズを確認する ①スイマーバを両手で広げ、顔側(あごの下部分)から優しくつけて、首の後ろで上下の各ベルトをカチリと留めます。 ②スイマーバの上にあごがのり、頭とあごを支えているかを確認します。 ③開口部の隙間からあごが落ちないようにSwimavaのロゴが顔側(あごの下)になるようにします。 ●本品は生後18ヶ月かつ体重が11 kg までの赤ちゃん専用です。 ●小さい赤ちゃんや、顔・頭・あごが小さい赤ちゃんは口元が水面に浸かったり、あごがスイマーバにのらない場合は体が抜け落ちるおそれがあります。スイマーバにあごがのるまでご使用を控えてください。 ●首回りが太く大人の指2本分のゆとりがない場合は、ご使用をやめてください。赤ちゃんの首が締め付けられる危険があります。</p>	<p>「各ベルトをカチリと留めます。」という擬音語を用いた表現によって、使用者が使用方法をイメージしやすくする工夫がなされている。</p> <p>■スイマーバの上にあごがのり、頭とあごを支えているかを確認します。 ■あごがスイマーバにのらない場合は体が抜け落ちる ■スイマーバにあごがのるまでご使用を控えてください。 これらの文章は、使用する幼児の身体の部位の状態が、具体的に表現されていることから、当該文章には、スイマーバの正しい装着方法を具体的に理解、イメージさせる原告の創意工夫が見て取れる。</p> <p>すなわち、スイマーバを安全に使用するためには、スイマーバを幼児の首回りに装着し、幼児の口を水面よりも上に維持させる必要があるところ、このスイマーバの装着方法について、原告は、原告説明書において、単に、「幼児が水面に沈みこまないように注意してください」というような注意書きのみをするのではなく、スイマーバを使用する幼児の「あご」や「頭」といった身体の部位を明確に示し、「スイマーバの上にあごがのり、頭とあごを支えている」、「あごがスイマーバにのらない」、「スイマーバにあごがのるまで」という当該身体の部位(あご)の状態を具体的に表現することで、これを使用する者(幼児の保護者)に対して、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施しているのである。</p> <p>また、原告は、スイマーバの適切な使用サイズについて、首回りの長さのみならず、「大人の指2本分のゆとりがない場合は、…」との表現を採用していることから、原告説明書には、スイマーバを使用する者(幼児の保護者)が、より具体的に、適切なスイマーバの使用サイズをイメージすることができるような工夫が施されている。</p>	<p>■各ベルトをカチリと留めます。 この文章は、スイマーバの使用法という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的な表現とは認められない。</p> <p>説明書を使用する際に、擬音語を用いることなど極めて頻繁に利用される表現形式である。</p> <p>■スイマーバの上にあごが乗り、頭とあごを支えているかを確認します。 ■あごがスイマーバにのらない場合には体が抜け落ちる ■スイマーバがあごにのるまでご使用を控えてください。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用法、安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、創作的な表現とは認められない。</p> <p>原告は、使用する幼児の身体の部位の状態が具体的に表現されており、安全な(正しい)スイマーバの使用法を、容易にイメージさせる工夫を施していることを理由に、これらの文章に創作性があると主張する。</p> <p>しかし、「使用する幼児の身体の部位の状態が具体的に表現する」という工夫は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張として失当である。仮に、この工夫が創作性を基礎づけ得るものであるとしても、人間の身体に取り付ける製品の取扱説明書において、使用者の身体の部位の状態を具体的に表現することなど、極めてありふれたものである。これらの具体的な文章自体も、ありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。</p> <p>また、「容易にイメージさせる工夫」という部分は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫を述べているにすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではなく、創作性を根拠づける主張としては失当であることは、原告説明文1の被告主張部分において既に述べた。仮に、これらの工夫をもって創作性が認められる余地があるとしても、正しい使用法を容易にイメージさせる工夫を施すことは、製品の取扱説明書においては極めてありふれたものである。</p> <p>■大人の指2本分のゆとりがない場合は…</p> <p>この表現も、スイマーバの使用法(使用条件)という事実をありふれた表現形式で説明したにすぎず、思想・感情の創作的な表現とは認められない。</p> <p>原告は、この文章をもって、より具体的に、適切なスイマーバの使用サイズをイメージできるような工夫が施されているということをもって、創作性の根拠とするようである。しかし、この工夫とは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫を述べているにすぎず、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張としては失当である。仮に、この工夫をもって創作性が認められる余地があるとしても、正しい使用サイズをイメージさせる工夫を施すことは、製品の取扱説明書においては極めてありふれたものである。具体的な文章自体もありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。</p> <p>仮に、この原告の主張をもって、「大人の指2本分のゆとりがない場合は…」という表現に創作性が認められることになれば、少なくとも、スイマーバの使用の際に、「●●程度のゆとりがない場合は、スイマーバを使用すべきではないこと」を第三者が説明することは極めて困難になる。このような事実をありふれた表現で説明すること自体の独占権を原告に与えるような解釈が許されるものではない。</p>	<p>■スイマーバの上にあごが乗り、頭とあごを支えているかを確認します。 ■あごがスイマーバにのらない場合には体が抜け落ちる ■スイマーバがあごにのるまでご使用を控えてください。</p> <p>モントリー説明書にも“Seat the swim ring firmly around your baby’s neck and then gently lift his/her chin before fastening the ring. Unless there is a specified chin rest area, the ring fasteners should be directly below your baby’s chin from age 1-6 months.”(甲4第1頁のBest practicesの2。被告代理人訳:浮き輪をしっかりとし赤ちゃんの首周りに取り付け、リングをとめる前に優しくあごを持ち上げてください。あご載せエリアが指定されていない場合、1～6ヶ月の赤ちゃんに取り付ける場合には、リングファスナーが直接赤ちゃんのあごの下にくるようにします。)とか、Unless your swim ring has a specified chin rest area (labeled) it is possible for your baby’s chin to rest anywhere along the inner part of ring. (甲4第2頁右部の7。被告代理人訳:浮き輪にあご載せエリアが記載されていない場合は、浮き輪の内側のどこかにあごを載せてご使用ください。)”とか、“For rings without a chin rest, the buckle section is a suitable place for your baby’s chin to rest as there is a slight gap that allows was excess water drainage (甲4第2頁右部の7。被告代理人訳:あご乗せエリアのない浮き輪は、余計な水を逃す隙間ができるように、バックル部分が赤ちゃんのあごの下に来るように装着してください。)”という、使用する幼児の部位(あご)の状態が、具体的に表現された同様の説明がなされている。</p> <p>したがって、本件では、使用する幼児の身体の部位の状態を具体的に表現するという工夫をもって、これらの文章に原告独自の創作性を見出すことはできない。</p> <p>■大人の指2本分のゆとりがない場合は…</p> <p>モントリー説明書には、“you should always be able to slide at least 2 fingers in between the ring and your baby”(甲4第2頁の右部の6。被告代理人訳:浮き輪と赤ちゃんとの間に、常に少なくとも指2本が入るほどの余裕を持たせてください)”という記載があり、原告が創作性の根拠とする工夫と同様の工夫がなされた記載が存在する。したがって、この「大人の指2本分のゆとりがない場合は…」という表現に、原告独自の創作性がないことは明らかである。</p>	<p>■スイマーバの上にあごが乗り、頭とあごを支えているかを確認します。 ■あごがスイマーバにのらない場合には体が抜け落ちる ■スイマーバがあごにのるまでご使用を控えてください。</p> <p>モントリー説明書の被告代理人訳である「浮き輪をしっかりとし赤ちゃんの首周りに取り付け、リングをとめる前に優しくあごを持ち上げてください。あご載せエリアが指定されていない場合、1～6ヶ月の赤ちゃんに取り付ける場合には、リングファスナーが直接赤ちゃんのあごの下にくるようにします。」、「浮き輪にあご載せエリアが記載されていない場合は、浮き輪の内側のどこかにあごを載せてご使用ください。」及び「あご乗せエリアのない浮き輪は、余計な水を逃す隙間ができるように、バックル部分が赤ちゃんのあごの下に来るように装着してください。」の記載の中には、原告説明文の中にある「頭とあごを支えているかを確認します。」という表現に相当する部分がない。モントリー商品は、頭とあごの2点支えられることによって安定感が生まれるのであり、このことを端的に表現している原告説明文には原告独自の創作性が認められる。</p> <p>また、モントリー説明書の被告代理人訳にはいつからモントリー商品を使用して良いのかについての記載がない。原告説明文の「スイマーバがあごにのるまでご使用を控えてください。」という表現には、せっかくモントリー商品を購入し、すぐにも使用してみたいと思っという保護者に対し、安全に使用できる条件を満たすまではモントリー商品の使用を控えるよう注意喚起を行っているものであり、この表現には、原告独自の創作性が認められる。</p>	<p>② 水中で使う前に、試着して位置やサイズを確認する ①スイマーバを両手で広げ、顔側(あごの下部分)から優しくつけて、首の後ろで上下の各ベルトをカチリと留めます。 ②スイマーバの上にあごがのり、頭とあごを支えているかを確認します。 ③開口部の隙間からあごが落ちないようにSwimavaのロゴが顔側(あごの下)になるようにします。 ●本品は生後18ヶ月かつ体重が11 kg までの赤ちゃん専用です。 ●小さい赤ちゃんや、顔・頭・あごが小さい赤ちゃんは口元が水面に浸かったり、あごがスイマーバに乗らない場合は体が抜け落ちるおそれがあります。スイマーバにあごが乗るまでご使用を控えてください。 ●首回りが太く大人の指2本分のゆとりがない場合は、ご使用をやめてください。赤ちゃんの首が締め付けられる危険があります。</p>
---	--	--	---	--	---

8	<p>3 バスタブの水温と水深を調整する 水温：水温が常に沐浴やお風呂など月齢にあった温度になるように調整してください。水温計を用意して5分ごとに測ることをお勧めします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目安は、水温35度±2度の範囲です。30度以下の水や高温は避けてください。 <p>水深：水深は、安全のため常に赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につくぐらいに調整してください。この水深は赤ちゃんが最も安全に動ける深さです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●深い水深では、保護者の方が背が深く深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ●浅い水深では、転倒の危険があるので使用しないでください。 	<p>適切でない水温におけるスイマーバの使用は、幼児の体に異常を来すおそれがあることから、原告は、この点を確実に防止すべく、原告説明書において、スイマーバを使用する際の適切な水温等について、具体的な説明を行っている。</p> <p>すなわち、原告説明書には、「水温：水温が常に沐浴やお風呂など月齢にあった温度になるように調整してください。」との抽象的な表現にとどまらず、「水温計を用意して5分ごとに測ることをお勧めします。」並びに「目安は、水温35度±2度の範囲です。30度以下の水や高温は避けてください。」といった、スイマーバを使用する際に、適切な水温を常に一定に保つための方法等が、具体的に表現されているのである。</p> <p>このように、原告説明書には、スイマーバを使用する者(幼児の保護者)に対して、より容易かつ具体的に、その正しい使用方法を理解、イメージさせるための原告の工夫が見て取れる。</p> <p>通常の間通りに装着する浮き輪は、水深の深い場所(浮き輪を使用する者の足が付かない場所)で使用することが多いのに対し、スイマーバは、幼児のプ्रेसイミング用の浮き輪であることから、通常の浮き輪と異なり、赤ちゃんが足を伸ばして、足が底に付く付かない程度の水深で使用するものとなっている。</p> <p>そのため、原告は、原告説明書において、この点を明確にし、これを使用する者(幼児の保護者)に、スイマーバが通常の浮き輪と同様に、水深の深い場所で使用されることのないよう(動違いないことのないよう)、「水深は、安全のため常に赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につくぐらいに調整してください。この水深は赤ちゃんが最も安全に動ける深さです。」との説明を加えている。</p> <p>そして、原告は、スイマーバがこれまででない新しい商品であることを考慮すれば、上記説明を加えても、スイマーバが、通常の浮き輪と同様に、水深の深い場所で使用される可能性は否定できないと考えたことから、上記説明に続いて、水深の深い場所での使用上の注意点を記載している(「深い水深では、…手の届く範囲内でご使用ください」)。</p> <p>また、原告は、上記2つに記載のみでは、スイマーバを使用する者(幼児の保護者)が、反対に、水深の浅い場所(赤ちゃんが足を伸ばして、完全に足が付く場所)では、問題なく使用できると勘違いする可能性があると考えたことから、さらに、水深の浅い場所での使用上の注意点を記載している(「浅い水深では、…使用しないでください」)。</p> <p>このように、原告は、スイマーバがこれまででない新しい商品であることを考慮して、原告説明書中に、本来の、スイマーバを使用するための水深(赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につく程度)のみならず、深い水深、浅い水深での使用上における注意点を順に明記(配列)することで、これを使用する者(幼児の保護者)に対して、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施しているのである(すなわち、深い水深、浅い水深での使用上における注意点を、合わせて記載することで、スイマーバを使用する本来の「水深」が際立って表現されているのである)。</p>	<p>■水温：水温が常に沐浴やお風呂など月齢にあった温度になるように調整してください。水温計を用意して5分ごとに測ることをお勧めします。</p> <p>■目安は、水温35度±2度の範囲です。30度以下の水や高温は避けてください。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用法(適切な使用環境)や注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的な表現とは認められない。</p> <p>原告の主張は、スイマーバを使用する際の適切な水温等について、具体的な説明を行っていること、スイマーバを使用する者に対して、より容易かつ具体的に、その正しい使用方法を理解、イメージさせるための工夫があることをもって、これらの文章に創作性があることの根拠とするようである。</p> <p>しかし、「製品の取扱につき、適切な使用環境(これらの文章では水温等)を具体的に説明することは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫を述べているにすぎず、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張としては失当である。仮に、この工夫をもって創作性が認められる余地があるとしても、製品の取扱につき、適切な使用環境を具体的に説明することなど、製品の取扱説明書においては当然ともいえる、極めてありふれたものである。具体的な文章自体もありふれた表現形式・表現方法を用いたものにすぎない。</p> <p>また、「スイマーバを使用する者に対して、より容易かつ具体的に、その正しい使用方法を理解、イメージさせるための工夫」という部分は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫を述べているにすぎず、具体的な表現上の創意工夫について述べるものではないため、創作性を根拠づける主張としては失当である。仮に、この「スイマーバを使用する者に対して、より容易かつ具体的に、その正しい使用方法を理解、イメージさせるための工夫」があることをもって、これらの文章に創作性が認められる余地があるとしても、そのような工夫を施すことは、取扱説明書においては極めてありふれたものである(取扱説明書の目的そのものと言ってもよい。)</p> <p>■水深は、安全のため常に赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底がつくぐらいに調整してください。</p> <p>■深い水深では、…手の届く範囲でご使用下さい。</p> <p>■浅い水深では、…使用しないでください。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用法、安全上の注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、スイマーバが新しい商品であることを考慮して、本来の、スイマーバを使用するための水深以外で使用する際の注意点を明記することで、安全な(正しい)スイマーバの使用方法を、容易にイメージさせる工夫を施していることを理由に、創作性があると主張する。しかし、これらの主張に理由がないことは、原告説明文1における被告主張部分で既に述べられている。</p> <p>なお、原告が「スイマーバが…深い場所で使用される可能性は否定できないと考えたこと」「スイマーバを使用する者が、…水深の浅い場所…では問題なく使用できると勘違いする可能性があると考えたこと」は、単なるアイデアであり、表現上の創作性とは無関係である。</p>	<p>■水温：水温が常に沐浴やお風呂など月齢にあった温度になるように調整してください。水温計を用意して5分ごとに測ることをお勧めします。</p> <p>■目安は、水温35度±2度の範囲です。30度以下の水や高温は避けてください。</p> <p>モンリー説明書には、“Purchase a baby thermometer. The water temperature should be approximately 35 degrees Celsius / 90 degrees Fahrenheit with no more than +/- 2 degrees variation being maintained (甲4第1頁のBest Practicesの3。被告代理人訳：赤ちゃん用の水温計を購入してください。水温は、およそ35°C/90°Fから±2度以内に保ってください。)”とか、“Ensure the water temperature is suitable for your baby at their given age. Buy a baby bath floating thermometer to monitor the water temperature every 5 minutes(甲4第2頁右部の4。被告代理人訳：水温が赤ちゃんの月齢にあった温度になるように調整してください。赤ちゃん用の水温計を購入し、5分毎に水温を測ってください)”。In general the water temperature should not drop below 30 degrees Celsius。(甲4第2頁右部の6。被告代理人訳：一般的に、水温は30度を下回らないようにします。)などという、上記の原告説明書の記載と内容の説明文が存在する。したがって、仮に、「スイマーバを使用する際の適切な水温等について、具体的な説明を行っていること、スイマーバを使用する者に対して、より容易かつ具体的に、その正しい使用方法を理解、イメージさせるための工夫があること」をもって、原告説明書のこれらの文章の創作性を基礎づけ得るものであるとしても、本件でこれらの文章に原告独自の創作性など認められないことは明らかである。</p> <p>■水深は、安全のため常に赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底がつくぐらいに調整してください。</p> <p>■深い水深では、…手の届く範囲でご使用下さい。</p> <p>■浅い水深では、…使用しないでください。</p> <p>モンリー説明書にも“For Safety-As your baby grows, you should continually raise the water level so that he can only just reach the bottom with his feet. (甲4第2頁右部の3。被告代理人訳：安全のため、足のお風呂の底にちょうど底につく程度に、赤ちゃんの成長に合わせ、水深を調整してください。)”とか、“Do not allow your baby to roll onto his/her belly in shallow water. Ensure adequate water level is maintained as described above and this will naturally be avoided (甲4第2頁右部の8。被告代理人訳：赤ちゃんが浅い水深で腹這いにならないに注意してください。上記の正しい水深を保てば、このような事態は避けられます。)”など、スイマーバを使用する理想の水深、理想の水深以外で利用する場合の安全上の注意点が記載されている。</p> <p>したがって、本件では、本来の、スイマーバを使用するための水深以外で使用する際の注意点を明記したことをもって、これらの文章に原告独自の創作性があるということとはできない。</p>	<p>■水温：水温が常に沐浴やお風呂など月齢にあった温度になるように調整してください。水温計を用意して5分ごとに測ることをお勧めします。</p> <p>■目安は、水温35度±2度の範囲です。30度以下の水や高温は避けてください。</p> <p>モンリー説明書の被告代理人訳「赤ちゃん用の水温計を購入してください。水温は、およそ35°C/90°Fから±2度以内に保ってください。」「水温が赤ちゃんの月齢にあった温度になるように調整してください。赤ちゃん用の水温計を購入し、5分毎に水温を測ってください。」「一般的に、水温は30度を下回らないようにします。」「には、高温のお風呂で使用しても良いかどうかについて何も記載がない。原告説明文では、「目安は、水温35度±2度の範囲です」と記載して、適切な水温が33度から37度であることを示しながら、さらに、30度以下の水や高温は避けるべき旨注意喚起を行っているものであり、そこには原告独自の創作性が認められる。</p> <p>■水深は、安全のため常に赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底がつくぐらいに調整してください。</p> <p>■深い水深では、…手の届く範囲でご使用下さい。</p> <p>■浅い水深では、…使用しないでください。</p> <p>モンリー説明書の被告代理人訳「安全のため、足の先がお風呂の底にちょうど底につく程度に、赤ちゃんの成長に合わせ、水深を調整してください。」「赤ちゃんが浅い水深で腹這いにならないに注意してください。上記の正しい水深を保てば、このような事態は避けられます。」「との文章には、赤ちゃんが足を曲げた状態でお風呂の底につくのが適切なのか、それとも足を伸ばした状態でお風呂の底につくのが適切なのかについて何も述べられていないし、深い水深で使用する場合の注意事項についても何も述べられておらず、原告説明文とは明らかに異なる。</p>	<p>■水温：水温が常に沐浴やお風呂など月齢にあった温度になるように調整してください。水温計を用意して5分ごとに測ることをお勧めします。</p> <p>■目安は、水温35度±2度の範囲です。30度以下の水や高温は避けてください。</p> <p>水深：水深は、安全のため常に赤ちゃんが足を伸ばしてちょうど底につくぐらいに調整してください。この水深は赤ちゃんが最も安全に動ける深さです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●深い水深では、保護者の方が背が深く深さ、且つ手の届く範囲内でご使用ください。 ●浅い水深では、転倒の危険があるので使用しないでください。
9	<p>4 スイマーバを赤ちゃんに装着する 生後6ヶ月までの赤ちゃん 最初は二人の大人が付き添います。一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。 生後6ヶ月以降の赤ちゃん・お座りができる赤ちゃん 大人一人でスイマーバを装着することができます。両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用前に水の中に60秒間沈めて、空気漏れなどの異常がないか確かめてください。異常がある場合は使用しないでください。 ●使用中は首がしまりすぎないか、常に確認してください。 ●スイマーバを広げるときは下側のハンドルを持って広げないでください。破損の原因になります。 ●スイマーバの下側のハンドルは赤ちゃんが握るためのものです。ハンドルが下方向(水中)になるように装着してください。 	<p>我が国には、幼児用首浮き輪という商品はこれまで存在していなかったことから、左記文章作成時、同商品の安全な使用方法について記載された日本語の説明書は存在しておらず、そのすべてに原告の個性が表れている。</p> <p>本商品がこれまで我が国に存在しなかった商品である点に鑑みて、幼児の安全のため、大人二人が付き添うべきことを伝えるとともに、それぞれの大人の役割分担について具体的な行動を示し、幼児の安全確保に万全を尽くすための工夫がなされている。「優しく装着します。」という、安全性とは必ずしも直結しない言葉を挿入することによって、本商品が、子供と大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いが現れている。</p> <p>説明書作成時に、同商品についての説明書が日本に存在していないことから当然にその説明書全てが創作性を有するという主張自体失当である(被告準備書面3第2頁(2))。</p> <p>■最初は二人の大人が付き添います。一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。</p> <p>これらの文章は、スイマーバの使用法という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、大人二人が付き添うべきことを伝えると共に、それぞれの大人の役割分担について具体的な行動を示し、幼児の安全確保に万全を尽くすための工夫がなされていることをもって、これらの文章が創作性を有することの根拠とする。しかし、「大人二人…具体的な行動を示し」という部分は、結局はスイマーバの適切な使用方法を示したにすぎない。製品の取扱説明書で、適切な製品の使用方法を具体的に示すことなど、当然ともいえる極めてありふれたものである。これらの文章の具体的な表現形式・表現方法もありふれたものにすぎない。</p> <p>また、「幼児の安全確保に万全を尽くすための工夫」というのは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張としては失当である。仮に、この工夫をもって、この文章の創作性を基礎づける余地があるとしても、この工夫は、幼児用の製品の取扱説明書において、「幼児の安全確保に万全を尽くすための工夫」など、極めてありふれたものにすぎない。</p> <p>これらの文章に著作物性が認められてしまった場合、少なくとも「スイマーバは、あこがスイマーバの装着には二人の大人が付き添うべきであること」「スイマーバは、一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように装着すること」という事実を簡潔に説明した説明文を第三者が作成することは極めて困難になる。このような事実をありふれた表現で説明すること自体の独占権を原告に与えるような解釈が許されるものではない。</p> <p>■…優しく装着します。</p> <p>この文章は、スイマーバの使用法(適切な使用環境)や注意点という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的な表現とは認められない。</p> <p>原告は、「安全性とは必ずしも直結しない言葉を挿入することによって、本商品が、子どもと大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いが現れている」ことをもって、創作性を根拠づける。</p> <p>しかし、そもそも「優しく装着します」という表現をもって、子どもと大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いなど読み取ることはできない。また、この「子どもと大人の…強調する狙い」という部分は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫形式についての主張ではなく、文章の創作性を基礎づける根拠としての主張としては、主張自体失当である。</p> <p>また、製品の取扱説明書において、製品の取扱方法を説明する際に、「優しく」などという程度を示す表現をもって、装着方法を具体的に示すことは一般的に行われているありふれたものである。原告は、今後製品の取扱説明書を作成する際に、「優しく●●します」という表現をする場合には、原告の承諾を得なければ、著作権の侵害になるという理解をしているのであろうか。</p>	<p>■最初は二人の大人が付き添います。一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。</p> <p>モンリー説明書にも“For babies 1-6 months old, it is best to have one parent support the baby’s heads while the other parent fastens the Swimava Ring(甲4第2頁右部の5。被告代理人訳：1〜6か月の赤ちゃんには、一人が赤ちゃんの頭を支え、もう一人がスイマーバリングを装着するのがよいでしょう。)”という記載があり、大人二人が付き添うべきことを伝えると共に、それぞれの大人の役割分担について具体的な行動を示している。したがって、本件ではこの文章に原告独自の創作性などないことは明らかである。</p> <p>■…優しく装着します。</p> <p>モンリー説明書には、“Open the swim ring and gently bring it around your baby’s neck from the front or from behind (甲4第1頁INSTRUCTIONSの5。被告代理人訳：スイムリングを開いて赤ちゃんの首の周りに前、もしくは後ろから優しくつけます。)”という記載がある。少なくとも、スイマーバを「優しく装着します」という表現に、原告独自の創作性などないことは明らかである。</p>	<p>■最初は二人の大人が付き添います。一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。</p> <p>モンリー説明書の被告代理人訳「1〜6か月の赤ちゃんには、一人が赤ちゃんの頭を支え、もう一人がスイマーバリングを装着するのがよいでしょう。」という記載には、モンリー商品の具体的な装着方法について何も述べられていない。モンリー商品は、ドーナツ状の浮き輪であるが、1か所輪の切れ目が存在している。そして、モンリー商品は、空気を入れた状態でもある程度の弾力性があるため、輪の切れ目の両端を広げずに赤ちゃんの首に押し付けなくても装着は不可能ではない。しかし、このような装着方法を用いた場合、赤ちゃんの首に力を加えることになり、このような装着方法を原告は良しと考えていない。そのため原告は、原告説明文において、「原告説明文にある「両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。」と、原告が考えるモンリー商品の正しい装着方法について具体的に述べているのであり、原告独自の創作性が認められる。</p>	<p>■最初は二人の大人が付き添います。一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。</p> <p>モンリー説明書の被告代理人訳「使用前に水の中に60秒間沈めて、空気漏れなどの異常がないか確かめてください。異常がある場合は使用しないでください。」「使用中は首がしまりすぎないか、常に確認してください。」「スイマーバを広げるときは下側のハンドルを持って広げないでください。破損の原因になります。」「スイマーバの下側のハンドルは赤ちゃんが握るためのものです。ハンドルが下方向(水中)になるように装着してください。」「</p>	<p>■最初は二人の大人が付き添います。一人が赤ちゃんを支えている間に、もう一人が両手でスイマーバを広げ、上下のベルトが赤ちゃんの頭の後ろにくるように優しく装着します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用前に水の中に60秒間沈めて、空気漏れなどの異常がないか確かめてください。異常がある場合は使用しないでください。 ●使用中は首がしまりすぎないか、常に確認してください。 ●スイマーバを広げるときは下側のハンドルを持って広げないでください。破損の原因になります。 ●スイマーバの下側のハンドルは赤ちゃんが握るためのものです。ハンドルが下方向(水中)になるように装着してください。

10	<p>5 赤ちゃんをバスタブに入れる</p> <p>①バスタブの水抜き栓がしっかりと閉まっていることを確認します。食後を避けて機嫌の良いときに、赤ちゃんの脇を支えてゆっくりとバスタブに入れます。常に水温と水深を管理、調整してください。</p> <p>②使用を終了するときは、二人の大人が付き添ってください。一人がタオルを広げ、もう一人が赤ちゃんを抱きあげてタオルを持って方ゆっくり渡します。手があいた方がスイマーバをはずします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●装着中は保護者の手が届く範囲でご使用ください。 ●使用時間は必ず30分以内にします。 ●赤ちゃんを観察し、異常がないか？いつもと様子が違うか？楽しんでいるか？疲れているか？「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ。」というしぐさ、サイン、表情などを見逃さないでください。 ●いつもと違うなどの異常がある場合は、すぐに使用を中止してください。 	<p>我が国には、幼児用首浮き輪という商品はこれまで存在していなかったことから、左記文章作成時、同商品の安全な使用方法について記載された日本語の説明書は存在しておらず、そのすべてに原告の個性が表れている。</p> <p>「食後を避けて機嫌の良いときに」という、安全性とは必ずしも直結しない言葉を挿入することによって、本商品が、子供と大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いが現れている。</p> <p>赤ちゃんは言葉を話すことができないが、赤ちゃんの気持ちを代弁するために、敢えて「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ。」という、実際には赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入し、大人が幼児の様子をつぶさに観察する必要があることを印象付けている。</p>	<p>説明書作成時、同商品についての説明書が日本に存在していないことから当然にその説明書全てが創作性を有するという主張は、主張自体失当である(被告準備書面3第2頁(2))。</p> <p>■食後を避けて機嫌の良いときに、…</p> <p>この表現は、スイマーバの適切な使用方法(使用時期)という事実をありふれた表現形式・表現方法で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、この記載が、「本商品が、子どもと大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いが現れている。」ことをもって創作性を根拠づけるようである。しかし、そもそもこの「食後を避けて機嫌の良いときに。」表現をもってそのような狙いなど読み取ることはできない。また、この原告の「…狙い」なるものは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的な工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張としては、主張自体失当である。仮に、この狙いがあることをもって、この文章に創作性が認められる余地があるとしても、この文章は製品の適切な使用時期の説明という、製品の取扱説明書において極めてありふれたものにすぎない。具体的な「食後を避けて」とか「機嫌の良いときに」という表現形式・表現方法も、製品の取扱説明書においては、極めてありふれたものである。</p> <p>■「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ」というしぐさ、サイン、表情などを見逃さないでください。</p> <p>この文章も、スイマーバの使用上の注意点という事実をありふれた表現で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、「実際に赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入し、大人が幼児の様子をつぶさに観察する必要があることを印象付けている」ことをもって、創作性の根拠とする。しかし、そもそもこの表現をもってそのような「…つぶさに観察する必要があることを印象付ける」狙いなど読み取ることはできない。また、「…つぶさに観察する必要があることを印象付けようとする」狙い自体は、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的な工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張として失当である。仮に、この狙いがこれらの文章の創作性を基礎づけ得るものだとしても、この文章は使用上の注意点を具体的に記載したにすぎないが、製品の取扱説明書において、使用上の注意点を具体的に記載することなど、極めてありふれたものである。</p> <p>また、「実際に赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入すること」も、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的な工夫にすぎず、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張としては、主張自体失当である。仮に、「実際に赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入すること」をもって、この文章に創作性が認められる余地があるとしても、幼児や動物のしぐさの意味を表現する際に、幼児や動物が実際にはしゃべるはずのない言葉、感情、動作などを用いた表現をすることは、極めてありふれたものである。すなわち、「●●というしぐさ。」という場合、どのようなしぐさ、サイン、表情かを表現するためには、必然的に何らかの具体的なしゃべるはずのない言葉、感情、動作等を記さなければならない。そのため、そのような「●●というしぐさ」という場合、この●●の部分に具体的な何らかの具体的なしゃべるはずのない言葉、感情、動作等を記すことは極めてありふれた表現方法である。</p> <p>具体的な文章も、「赤ちゃんがバスタブから出たいとか、スイマーバの使用を終わりたいというしぐさ、サイン、表情などを見逃さないように注意すべき」という使用上の注意点(事実)をありふれた表現形式・表現方法で、簡潔に表現したにすぎない。</p>	<p>■食後を避けて機嫌の良いときに、…</p> <p>Montリー説明書では、“Set aside 15-30 minutes of Swimava bath time within 1 hour of bedtime(甲4第2頁の左部の第3パラグラフ。被告代理人訳;寝る1時間前に、15分から30分ほどスイマーバで遊ばせてみてください。)”という、安全性とは必ずしも直結しない言葉を用い、使用時期に関する説明がなされている。したがって、安全性とは必ずしも直結しない言葉を用い、使用時期をありふれた表現形式で説明する「食後を避けて機嫌の良いときに」という表現に原告独自の創作性など認められないことは明らかである。</p> <p>■「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ」というしぐさ、サイン、表情などを見逃さないでください。</p> <p>Montリー説明書は、“Pay close attention to your baby for signs she is ready to finish bath / swim time. Your baby will most certainly will let you know when they've had enough(被告代理人訳:赤ちゃんが入浴や水泳を終わりたいというサインを出しているかどうか、しっかりと注意を払ってください。赤ちゃんは、もうスイマーバの使用を終わりたいと思っているときは、あなたにそれを伝えてようとします。)”という記載がされている。すなわち、原告が創作性の根拠とする「実際に赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入したこと」同様の記載がMontリー説明書に存在するのである。(なお、原告説明書の文章と、Montリー説明書の文章は、「記号(英語では、“”記号)が付されているかどうかの違いはあるが、このような文章で「」を付けることは、極めてありふれた表現形式であり、創作性を基礎づけるものではない。したがって、「実際に赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入している」ことをもって、この原告説明書の文章に原告独自の創作性が見出せるわけではない。</p>	<p>■食後を避けて機嫌の良いときに、…</p> <p>Montリー説明書の被告代理人訳「寝る1時間前に、15分から30分ほどスイマーバで遊ばせてみてください。」と原告説明文の「食後を避けて機嫌の良いときに」という表現は全く異なる表現である。このように、適切な使用時期がいつであるかという、使用方法に関する事項(被告はこれを「客観的事実」などと主張する。)一つとってみても、全く異なる表現方法を選択しうるのであって、このことは、原告説明文に原告独自の創作性が存在することの証左である。</p> <p>■「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ」というしぐさ、サイン、表情などを見逃さないでください。</p> <p>被告は、Montリー説明書の被告代理人訳「赤ちゃんが入浴や水泳を終わりたいというサインを出しているかどうか、しっかりと注意を払ってください。赤ちゃんは、もうスイマーバの使用を終わりたいと思っているときは、あなたにそれを伝えてようとします。」という文章が、実際に赤ちゃんがしゃべるはずのない言葉を挿入した原告の表現方法と同様であると主張するようであるが、「サインを出している」「あなたにそれを伝えようとします」という表現と、赤ちゃんがまるで言葉をしゃべっているかのように、カギ括弧つきで、「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ」というしぐさ、サイン、表情などを見逃さないでください。」と表現した原告説明文が同じでないことは明らかである。</p>	<p>5 赤ちゃんをバスタブに入れる</p> <p>①バスタブの水抜き栓がしっかりと閉まっていることを確認します。食後を避けて機嫌の良いときに、赤ちゃんの脇を支えてゆっくりとバスタブに入れます。常に水温と水深を管理、調整してください。</p> <p>②使用を終了するときは、二人の大人が付き添ってください。一人がタオルを広げ、もう一人が赤ちゃんを抱き上げてタオルを持った方にゆっくり渡します。手があいた方がスイマーバをはずします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●装着中は保護者の手が届く範囲でご使用ください。 ●使用時間は必ず30分以内にします。 ●赤ちゃんを観察し、異常がないか？いつもと様子が違うか？楽しんでいるか？疲れているか？「もうバスタブから出たいよ。終わりたいよ。」というしぐさ、サイン、表情などを見逃さないでください。 ●いつもと違うなどの異常がある場合は、すぐに使用を中止してください。
11	<p>●赤ちゃんとスイマーバを楽しむための適切な使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの機嫌が良いときに5分程度のご使用から始めましょう。 ・初めて水に入った赤ちゃんは泣くことがあります。初めは短い時間で様子を見ながらご使用ください。慣れてきたら機嫌や状態にあわせて使用時間を徐々に長くします。 ・できるだけ毎日決まった時間帯(お昼寝やお休み前)にご使用になることをお勧めします。毎晩お休み時間の前にご使用になると赤ちゃんの体がほぐれ、ほどよい疲れてぐっすりと眠ることでしょう。(個人より反応に差があります) ・赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。また、赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合ってみてください。 ・使い始めて2週間ほどでお風呂の内側を蹴ったりして遊ぶようになります。ただし、水嫌いの赤ちゃんなど個々に差があり、反応は様々です。よく観察して赤ちゃんの状態や水温などにご注意ください。 	<p>「赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。また、赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合ってみてください」という言葉を用いることで、本商品が、子供と大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いが現れている。</p>	<p>■赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。また、赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合ってみてください。</p> <p>これらの文章も、スイマーバの使用方法や使用上の注意点という事実をありふれた表現形式で説明したにすぎず、思想・感情の創作的表現とは認められない。</p> <p>原告は、これらの文章が、「本商品が、子どもと大人のコミュニケーションを図るためのツールである点を強調する狙いが現れている。」ことを創作性の根拠と主張する。しかし、そもそもこれらの文章(特に、「赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。」という文章)からそのような狙いを読み取ることはできない。また、この「…狙い」というものは、単なるアイデア・着想、もしくはその他の抽象的な工夫であり、具体的な表現上の創意工夫についての主張ではないため、創作性を根拠づける主張としては、主張自体失当である。仮に、この狙いがあることをもって、これらの文章に創作性が認められる余地があるとしても、これらの文章は使用上の注意点や使用目的を達成するための方法を具体的に記載しているにすぎない。取扱説明書において、使用上の注意点や使用目的を達成するための方法を具体的に記載することなど、ありふれたものである。具体的な文章も、赤ちゃんが泣いたときの注意点(使用上の注意点)や、スイマーバ使用時に赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合わせてみるという使用方法(事実)を、ありふれた表現形式・表現方法で説明したものにすぎない。</p>	<p>■赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。また、赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合ってみてください。</p> <p>Montリー説明書は、“Every baby responds in a different way to new environments, so pay close attention to for sign from your baby as to whether he is in any way uncomfortable or whether the water temperature is not suitable.(甲4第2頁Best Practicesの6。被告代理人訳;新しい環境に対する赤ちゃんの反応は様々です。そのため、赤ちゃんが何かを嫌がっているかどうかや、水温が適切かどうか)しっかりと注意を払ってください。)”とか、“Your baby may be cry the first time he or she is in the water.(甲4第2頁Best Practicesの7。被告代理人訳;最初に水に入れたとき、赤ちゃんは泣くかもしれません。)”という記載がある。これは上記の原告説明書の第一文と同内容であり、少なくともこの一文に原告独自の創作性はない。</p>	<p>■赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。また、赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合ってみてください。</p> <p>Montリー説明書の被告代理人訳である「新しい環境に対する赤ちゃんの反応は様々です。そのため、赤ちゃんが何かを嫌がっているかどうかや、水温が適切かどうか)しっかりと注意を払ってください。」「最初に水に入れたとき、赤ちゃんは泣くかもしれませんが。」との文章と原告説明文が異なる文章であることは明らかである。</p> <p>原告説明文では、異なる短い疑問文を4つ並べることで、文章に独特のリズム感を持たせ、読んでいる者の母性本能に直感的に訴えかけるような工夫がなされている。さらに、「赤ちゃんと目線を合わせたり、肌を触れ合ってみてください。」との文章により、もともとMontリー商品が、赤ちゃんとのコミュニケーションや肌の触れ合いを目的とした商品である点を再確認させようという制作者の意図が表現されている。</p>	<p>●赤ちゃんとスイマーバを楽しむための適切な使い方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの機嫌が良いときに5分程度のご使用から始めましょう。 ・初めて水に入った赤ちゃんは泣くことがあります。初めは短い時間で様子をみながらご使用ください。慣れてきたら機嫌や状態にあわせて使用時間を徐々に長くします。 ・できるだけ毎日決まった時間帯(お昼寝やお休み前)にご使用になることをお勧めします。毎晩お休み時間の前にご使用になると赤ちゃんの体がほぐれ、ほどよい疲れてぐっすりと眠ることでしょう。(個人より反応に差があります) ・赤ちゃんが泣いたときは、異常がないか？機嫌が悪くはないか？眠くないか？湯温が熱すぎないか？みてください。また、赤ちゃんと目線を合せたり、肌を触れ合ってみてください。 ・使い始めて2週間ほどでお風呂の内側を蹴ったりして遊ぶようになります。ただし、水嫌いの赤ちゃんなど個々に差があり、反応は様々です。よく観察して赤ちゃんの状態や水温などにご注意ください。